

全学公認団体の安全性の保証について

【ご質問】（投稿日：2018 年 1 月 29 日）

「全学公認団体」という言葉には、一般に「その団体はカルト団体や過激派セクトなどの危険な団体ではない、安全かつ真つ当な団体であると大学が認定している」というニュアンスが含まれると思われますが、京都大学の「全学公認団体」は「カルト団体や過激派セクトなどの危険な団体ではない、安全かつ真つ当な団体である」と京都大学が保証している団体である、という認識でよろしいでしょうか。

保証しているのであれば、「危険な団体であるにもかかわらず京都大学が全学公認団体としていたせいで学生等に被害が発生した」場合には京都大学がその責任を負う、ということでしょうか。

また、保証していないのであれば、「全学公認団体」の意味が勘違いされないように、「京都大学は『全学公認団体』が安全な団体であると保証しない」と（特に新入生に対して）周知すべきではないでしょうか。

以上、ご回答等よろしくお願いいたします。

【回答】（回答日：2018 年 2 月 9 日）

（教育推進・学生支援部厚生課課外活動掛）

全学公認団体とは『京都大学学内団体規程』に基づき必要な手続きを経て承認された団体のことですが、公認後に本学公認団体として明らかにふさわしくない活動内容が確認された場合には、その取り扱いを個々に検討することになります。